

令和3年3月 湖南省定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和3年3月19日（金） 午前10時30分から午後0時09分

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

松 浦 加代子
伊 藤 真 昭
岩 城 見 一
平 松 彩

4. 会議に欠席した委員

古 川 美智子

5. 会議に出席した事務局職員 12名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第16号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第17号

後援名義の使用承諾について

○石部高等学校吹奏楽部 第6回定期演奏会

○令和3年度湖南省スポーツ協会主催事業

令和3年度湖南省スポーツ協会傘下競技団体主催事業

○令和3年度「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」(家族ふれあいサンデー
推進運動)に関する絵画・ポスターならびに作文の募集

○劇団こなんヒストリア特別公演第6弾「美し松のそよ風」

日程第3 報告第18号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第19号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第20号

令和2年度区域外就学・指定校変更について

日程第6 報告第21号

湖南省通学路等安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第7 報告第22号

スポーツ推進委員の退任について

日程第8 議案第6号

後援名義の使用承諾について

○JAこうか 落花生栽培教室

日程第9 議案第7号

湖南省教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

日程第10 議案第8号

教育委員会事務局課内担当設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第11 議案第9号

湖南省個別の指導計画に関する要綱の一部を改正する要綱について

日程第12 議案第10号

甲西中学校区 コミュニティ・スクールの導入について

日程第13 議案第11号

湖南省子育てサポーターの委嘱について

日程第14 議案第12号

文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第15 議案第13号

湖南省教育委員会評価委員会評価委員の委嘱について

日程第16 議案第14号

湖南省教育情報セキュリティポリシーの策定について

日程第 17 協議事項

- (1) 令和3年5月定例教育委員会の開催日程について
- (2) その他

会議の開会 午前 10 時 30 分

教育長

いよいよ今年度も押し詰まってまいりました。今日は2時から県費教職員の一般の内示を行います。22日には県費の管理職の内示を行います。今年度もそこまでたどり着きました。

今月は少し期間が短かったのですが、まず大きなことは、3月の議会本会議で初めて答弁に立たせていただきました。また内容は後ほど報告させていただきます。

そして、新型コロナウイルス感染症対策としまして、先日、某保育施設でクラスターが出ましたが、タウンメールの効果は抜群で、その後は安心して子どもたちは登校をしています。そしてまた、ほかの学校でも濃厚接触者1名が陽性であったと出ていましたが、学校の中での濃厚接触者は結局今まで一人も出ておりません。これはやはり学校内でのいろんな取組が功を奏しているのかなと思っています。しかし、コロナはまだまだ続いていくであろうと考えています。

2月26日に、地域学校活動功労者表彰が、毎年甲西文化ホールで行われるのですが、コロナの影響で各学校へ届けさせていただきました。感謝状を受け取ってくださる方、とても喜んでくださって、そしてまた、先生たちの前で渡したという学校もありまして、甲西文化ホールで渡しているよりも、先生方にとっては、こういう方たちによって私たちの学校は支えられているのだなということが明快に分かって、かえってよかったなと思います。私もボランティアの方々をはじめ、直接お話をすることができて良かったです。

卒業式へのご臨席、ありがとうございます。中学校も小学校も本当に落ち着いた式をすることができました。私が小学校の卒業式で思ったことは、5年生の児童だけが在校生として出席していましたが、かえってよかったということです。先生たちからすると、1年生から4年生までいると、大丈夫かなとか、あの子はトイレに立ちそうとか、いろんな心配をしながらの出席ですので、すごくストレスがあるのですが、本当に6年生を送るということに専念ができて、よかったなと思っています。各学校が来年度の卒業式をどういうふうにしていくかということは、それも踏まえて考えていくと思います。

5ページからは、この3月議会での答弁です。教育方針について大変たくさんご質問をいただきました。その中で今後、教育委員会が対応し

ていかないといけないなということについて下線を引いています。これにつきましては来年度、取組を進めていく内容です。

7ページ、学校給食センターの、ボイラー関係のトラブルです。

8ページ、1人1台タブレットが配置となりますが、今後、家へ持って帰ることについての取組、まずは1人1台パソコンを使わないといけませんので、来年度はそこが重点であると考えています。

9ページにつきましては芸術文化振興、図書館、スポーツ施設のことです。

15ページ、毎月、問題行動報告をしておりますが、SNS上のトラブルなど、重点的に取り組む必要があります。

17ページ、石部小学校に今年度移転をしましたが、学童保育の考えは、利用者数の増加、小学校の施設を学童保育のスペースとして使っていくというところですか。これはまた学校と協議する中で進んでいくことかなと思っています。

18ページをご覧ください。これは具体的に言いますと、岩根小学校の正福寺のほとんど北山台よりの団地ですが、その子どもたちのスクールバスを考えないかというご提案でございました。このことについては18ページの線の部分を見ていただきたいのですが、そこだけの地区のことを考えるのではなくて通学距離や、小学校区で様々な移動手段等、多方面から検討する必要がありますということで、ここは期限として私の任期で一定方針を示したいということを表明しましたので、来年度、取組をすることを既に指示しております。

報告第16号については以上です。承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第16号について、承認することといたします。

日程第2報告第17号、後援名義の使用承諾について説明をお願いします。

事務局

- (1) 名称 石部高等学校吹奏楽部 第6回定期演奏会(後援)
主催 石部高等学校吹奏学部
期日 令和3年3月14日(日)
会場 甲西文化ホール
趣旨 吹奏楽部による今年度成果の発表、卒業生、地域の方々との交流

- (2) 名称 令和3年度湖南省スポーツ協会主催事業
令和3年度湖南省スポーツ協会傘下競技団体主催事業
(共催)
主催 湖南省スポーツ協会、湖南省スポーツ協会傘下競技団体
期日 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
会場 各種社会体育施設、野洲川親水公園ほか
趣旨 スポーツを振興し市民の心身の健全な発達と、健康で明るい豊かなまちづくりの形成に寄与することを目的とする。
- (3) 名称 令和3年度「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」(家族ふれあいサンデー推進運動)に関する絵画・ポスターならびに作文の募集(後援)
主催 滋賀県青少年育成県民会議、各青少年育成市町町民会議
期日 展示 令和3年11月13日(土)
会場 藤樹の里文化芸術会館
趣旨 家族の絆を深め、家族を超えて、共にふれあう地域社会づくりに資する運動として推進する。
- (4) 名称 劇団こなんヒストリア特別公演第6弾「美し松のそよ風」
(後援)
主催 劇団こなんヒストリア
期日 令和3年8月1日(日)
会場 石部文化ホール
趣旨 公演を通じて地域の歴史・文化を市民の皆様に伝える事業

以上4件でございます。過去に承認している案件ですので、報告とさせていただきます。

教育長

それでは、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第17号について、承認することといたします。
続きまして、日程第3報告第18号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第19号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課から説明をお願いします。

【非公開】

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第18号、第19号について、承認することといたします。
日程第5報告第20号、令和2年度区域外就学・指定校変更について説明をお願いします。

【非公開】

教育長 それでは、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第20号について、承認することといたします。
続きまして、日程第6報告第21号、湖南省通学路等安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課から説明をお願いします。

課長 児童生徒または未就学児が利用する通学路（未就園児が団体に移動する道路を含む）等について、関係機関が連携して安全確保に寄与することを目的とした通学路等安全推進会議を設置しています。安全対策全般を計画的、集中的に進めるため、構成員に地方公共団体の長等、必要事項を加える要綱の一部改正を行うものです。
資料の53ページに現行のものと、改正案を新旧対照表で示させていただいております。

教育長 これも通学路等について考えたり、計画的に直したり、道をつけたりするときに、市長、教育長がこの推進会議に入っている必要があるということで、この設置要綱を改正するというものです。承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第21号について、承認することといたします。
続きまして、日程第7報告第22号、スポーツ推進委員の退任について、生涯学習課から説明をお願いします。

課長補佐 スポーツ推進委員から、一身上の都合により今年度末をもって退任さ

(生涯学習課)

りたい旨の届けが出されました。あと1年の任期が残っている中ではございますが、ご承認いただきますようお願いいたします。

教育長

スポーツ推進委員は定員があるのでしょうか。後任が必ず必要なのですか。

課長補佐

後任については補充の予定はしております。定員は25名以内です。

教育長

では、一身上の都合ということで、このように報告を受けました。それでは、承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第22号について、承認することといたします。
続きまして、日程第8議案第6号、後援名義の使用承諾について、学校教育課から説明をお願いします。

課長

名称 JAこうか 落花生栽培教室（後援）
主催 甲賀農業協同組合
期日 令和3年5月22日（土）から9月下旬
会場 JAこうか、水口カントリー近くの圃場（山崎農園）
趣旨 栽培教室を通じて大変さを体験したり、育つ過程を知ったり、地元食材を使って料理教室を楽しんだり、豊かな自然を感じながら感謝の心を育み、子どもの心を豊かなものにしていくきっかけとなるよう、親子で“食と農”について学ぶ機会とする。

教育長

JAこうかさんの落花生栽培教室ですが、今までの判断基準で言うと、参加費1世帯1,000円のところがどうかといったところですが、いかがでしょうか。

この募集方法の後援が取り付けられない場合は4月の組合員訪問にて案内チラシを配布するというのは、組合員が訪問されるということですね。取り付けの場合は小学生へ学校を通じて配るということになるのかなと思うのですが。どう判断しましょうか。

委員

これ、するの初めてですか。

教育長

これは初めてです。

委員 湖南省の教育委員会あるいは学校で農業の経験は、これまでいろいろな形でやってきているわけですね。それで、これは農業協同組合がしようとしていることですね。やっていただいたらいいと思います。そんなに悪いことだとは思えません。

教育長 内容はね。

委員 そうです。いいとは思いますが、教育委員会としてこれを後援するというのは違うのかなという感じはしなくはないですね。私は多少クエスションが入るという意見です。

教育長 今までの判断基準で言うと、そういうことになるかなと思います。

委員 これ、甲賀市ではどのような判断を聞いておられますか。

委員 これ、教育を経験された、ここにおられる先生を経験された方にご意見をお聞きしたいですね。

教育長 もちろん営利目的ではないとは思いますが、参加費のところがかかりかかりますね。その先、これをした後、いろんなものがまた必要になりますよね。

委員 今後、教育委員会の後援を取り付けようというのが農業協同組合以外にも出てきますよね。そこで区別するとき、農業協同組合だけいいのかとか、そういう問題が出てきますね。ややこしいいろんな問題が後から出てくるのは、当然予想できますね。学校は学校としてやっていて、地域の方にそういう形で、まさにボランティアで協力をいただいて、いろんな経験を子どもたちはしていますよね。これとはちょっと違うでしょう。ですからその辺り、実際に教育しておられる先生方の考えが大事というか、それを中心に考えたほうがいいのではないですかね。

教育長 地域住民の関心を高めながら、食農教育を行うといったところで、学校でも行いますというようなことも理由にしながら、これは承諾をしないということでもよろしいでしょうか。

委員 それで結構です。落花生の一番上のところに、市場拡大のきっかけづくりというのを正直に書いておられますので。

教育長 募集方法のところにも、後援を取り付けられない場合と書いといてくださってますので、そういう可能性もあるかなとは思っておられるのかもしれないですね。

それでは、後援はしないということによろしいでしょうか。

審議結果につきましては異議ありと認め、議案第6号につきましては審議結果を否決することによろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第6号の審議結果を否決いたします。

続きまして、日程第9議案第7号、日程第10議案第8号湖南省教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、教育部長、説明をお願いします。

部長 それでは、今ご紹介がありましたが、議案第7号、議案第8号、教育委員会事務局課内担当設置要綱の一部を改正する要綱の制定については関連がございますので、続けて提案理由を述べさせていただきたいと思えます。

まず議案第7号でございます。67ページをご覧ください。

教育部学校教育課の事務分掌の明確化というところが趣旨でございます。従来から学校、園における人権問題については規定があったのですが、それによって起こる、関連する学校における人権とか差別の事案に対処するということが、職掌としてはずっとしていたのですが、それが事務分掌規則に載っていなかったため、この際にそれを追加したいという思いでございます。

新旧対照表の70ページから72ページをご覧ください。

左側のほうに現行の学校教育課の事務分掌規則が23号にわたっております。その現行の第15号です。学校、園における人権教育及び同和教育の推進に関する事という事で、過去履歴を見ますと、湖南省市になってからこの学校教育課の事務分掌の号数は変わっておりません。この第15号の人権教育から始まる規定については、平成28年4月に人権教育課がなくなって、人権擁護課に人権教育啓発室が設置されたときに、この15号には、学校の後に（園）というところと、人権教育の後に同和教育の推進というところが加わりました。従前は学校における人権教育に関する事でした。そこで見直しはあったのですが、その後平成30年の4月に人の異動がありまして、人権擁護課配置の指導主事を学校教育課配属に変えました。仕事は変わらなかったのですが、配属先を変えたとい

うことで今現在に至っています。そこで、仕事を明確化するという
ことで、第15号の後に同第16号として、学校における人権及び差別に係る事
案の対処に関することということを加えたいと思っています。これは想
定としては、あえて15号と変えているのは園というところが抜けている
からです。これは、小学校・中学校だけを対象にするということです。
「における」というところは児童生徒だけではなくて、最近、保護者によ
る差別発言の事案もございましたので、そういったPTAの部分も含め
ると想定をしております。

人権のところは、資料として83ページをご覧ください。この事務分掌
に関して県内各市各団体の人権あるいは事案の対処に関する規定がある
なしを調べたものでございます。ここには幾つかのところではじめとい
う特出しで規定しているところもありますが、それに限らず広く人権、
差別、従来からの部落差別、障がい者、それとジェンダー平等など、様々
な差別が今もございますので、その辺を含めたあらゆる問題に対処する
ということの規定したいと思えます。

87ページをご覧ください。こちらのほうは、湖南省教育委員会事務局
課内担当設置要綱というところに教育部各課の係名が登録をされていま
す。学校教育課の教育指導係という名称を今現在の係の事務の実態に合
わせて、教育指導・人権教育係と変更したいと思えます。

これにつきましても83ページを見返していただきたいと思うので
すが、この規定の表中の第4列目のところに、各市町での人権とか生徒指
導、人権教育に関する関連の課名、係名を書いております。その中でい
じめという係名を入れているところもあるのですが、広い意味で、人権
係という、名称を加えたいと思えます。

教育長

これについては71ページをご覧ください。(16)に下線が引いてござ
います。「学校における人権及び差別に係る事案の対処に関すること。」
このことについては過去も未来も変わりなく対処していきたいと考えて
います。それこそ今も、学校教育課の指導主事2名がこの仕事をしてお
りますが、係名に入っていませんでしたので、今している仕事を明らか
にすることで付け加えさせていただきたいと思えます。事案の対
処に関することについてはやはり迅速に、そしてまた何か起こったとき
に、それを次に生かすということが非常に大切だと考えています。

委員

(園) というのは幼稚園のことですか。

教育長

はい。全てのこども園、幼稚園、そして保育園について、人権教育基
底プランというのがあるのですが、それについての計画を学校教育課が

行いますので、そこに園も入っています。

委員 ありがとうございます。この16番にあえて（園）がついていないのはなぜですか。

部長 要らないとは申しませんが、はっきり幼児のいさかいが人権あるいは差別というところに当たるのかどうか、そこがちょっと曖昧です。学校においてははっきり、特に部落差別は事象として確認委員会とか団体等もあります。園においてはそこまでの取組はやっていないというところがございます。

委員 さっき保護者も含むとおっしゃっていたではないですか。怖いなと思いました。幼稚園児は同和とかそういうものを意識していなくても、保護者から悪影響があるのかもしれないなと思うと、保護者を含むのなら、（園）が要らないのかなと思いました。

教育長 こども園、保育園、幼稚園を管轄するのが教育部ではないというところで、事案が起こったときに、このことについてたちまち学校教育課がここには入っていかないという理解ですよね。

部長 事務分掌の中に、この園に係るところはこの第15号以外にも、新しく加えたい16号以外にも幾つかございます。これは事務を健康福祉部の職員に委任する形、補助執行させるというそういう形になっております。ただ、だからというわけではないのですが、民間園への人権の指導とか各種の指導が徹底できるかという、できていないのが現状でございますので。

委員 ありがとうございました。

教育長 よろしいでしょうか。
現状の仕事をはっきり書くということでご理解をいただけたものとさせていただきます。
それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第7号、議案第8号につきましては審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第7号、議案第8号の審議結果を可決いたします。

す。

続きまして、日程第11議案第9号、湖南省個別の指導計画に関する要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課から説明をお願いします。

課長

湖南省発達支援システムの運営におきましては、市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校への巡回相談の実施や発達に関する研修等、関係部署との連絡調整の役割を発達支援室が担っているところです。令和2年度より市内の園の体制が大きく変わりましたことにより、上記の職務をより円滑に遂行するために、園において作成した個別の指導計画につきましては発達支援室に提出することが望ましいことから、本要綱の一部を改正するものです。

資料の99ページをご覧くださいますと、現行のものと改正後のものにつきまして、新旧対照表で示しております。園につきましては個別の支援計画を発達支援室に、学校につきましては今までどおり教育委員会へということになります。

教育長

個別の指導計画といいますのは、保護者の了解を得て、例えば集団の中での話の聞き方、この子にはこういった支援をすればうまくいきますなどの個別の指導計画ですので、その子にどういった支援が必要かということ、あくまでも保護者の了解があって作成できるものです。提出先が現行ではこのようになっていますので、改正案として提案をされています。

委員

改正案の文章のつながりがスマートじゃないですね。ちょっと考えてみてください。

教育長

その文章を事務局で直させていただいたものをご了承いただけるということで、審議結果につきましては異議なしと認め、議案第9号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

異議なしと認め、議案第9号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第12議案第10号、甲西中学校区コミュニティ・スクールの導入について、学校教育課から説明をお願いします。

課長

次年度からの甲西中学校区コミュニティ・スクール導入に向けて、今年度、校区の甲西中学校、三雲小学校、三雲東小学校のほうでその準備

を進めてきました。この年度末ですが、次年度からのコミュニティ・スクールへの移行について学校運営の規約等も整備をされましたので、ここに提案をさせていただきます。

教育長 ほかの13校の10校は全て各校単位でのコミュニティ・スクールですが、甲西中学校区については校区で1つのコミュニティ・スクールという、ある意味画期的な取組であります。これで全ての学校がコミュニティ・スクールとなるということです。ここまでに至るには今年度、準備委員会で熟議を重ねられて、中学校区としてどういうコミュニティ・スクールを目指していくのかと意見を集約した中で、私が好き、みんなが好き、このまちが好きというそういう理念、そこを定めておられます。

 全ての学校がコミュニティ・スクールになるというのが前教育長の掲げられた、本当に願われたことで、やっと実現するなと思っています。

委員 1つの学校がそれぞれCS理事会をつくっていましたが、三雲地区に関しては全体でCS理事会をつくるという、1つの新しいシステムということでもいいですね。

教育長 そのとおりです。

委員 1つの実験として面白いかもしれませんね。

教育長 はい。それこそ委員がおっしゃるように、ひよっとしたらほかの学区でもそういったことが出てくるかもしれません。

委員 石部のCS理事会に参加したりしていると、石部中学校と石部小学校、石部南小学校で地区が分かれていますのですが、行事が重なったりして子どもの奪い合いみたいになったりするので、そういうことは三雲地区ではないなと思って、1つこういう形もありだなと思いました。

教育長 分かりました。そしたら、また今度、校長会でこの甲西中学校区のコミュニティ・スクール化というところで参考になりますので、これをまた資料として出したいと思います。

 それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第10号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

- 教育長 異議なしと認め、議案第10号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第13議案第11号、湖南省子育てサポーターの委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。
- 課長補佐 資料113ページの名簿をご覧ください。
子育て学習の機会の充実や保護者の方の相談を目的として、毎年1年任期で子育てサポーターを設置しています。主な活動として、まちづくりセンターで実施している親子プレイステーションの運営に協力していただいております。令和3年度についても本年度に引き続き、名簿の13名の方を子育てサポーターとして委嘱させていただきたく、お願いいたします。
- 教育長 子育てサポーターの活動運営方針については116ページにございます。これは随分長きにわたって継続して委嘱をしています。この方々、本当にお名前もよく拝見しますし、子育てについて熱心に湖南省で活躍いただいている方ばかりだなと思っています。
この方々に委嘱をさせていただいてよろしいでしょうか。
それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第11号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。
- 各委員 — 全員承諾 —
- 教育長 異議なしと認め、議案第11号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第14議案第12号、文化財保護審議会委員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。
- 課長補佐 資料121ページの名簿をお願いします。これまでは新たな市の指定文化財という案件が出たときに、その都度委員の方を委嘱し審議会を開催してきたため、平成22年度を最後に設置されていませんでした。今後は審議会を常設し、市の文化財の保護についてそれぞれの専門分野の立場からご審議いただくため、名簿の5名の方を委嘱させていただきたいと考えております。新年度に入り次第文化財保護行政を動かしていくために、任期は3月1日からとさせていただき予定です。考古学や天然記念物といったほかの専門分野の方についてはただいま検討中です。候補の方が決まりましたら、また来年度にはなりますが、再度お諮りさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 教育長 部長、この文化財の保護審議会について、開催がずっとなかったとい

うところ、何が問題で、これからどういうふうになっていくのか、少し簡単にご説明をいただけたらと思います。

部長

提案理由のところの説明があったとおりでありますが、文化財保護審議会条例というのは、これは継続して設置というのが当たり前です。審議会、名称は問わず、条例で定めた特に大事なものです。ただ、それが担当課のほうで、新しい文化財指定、市指定とかそういったものがあるときだけ審議のためにつくればよいと、そういうふうな勘違いをしていたというところが正直なところですよ。新しく認定すべき案件がなくても、従来の既に指定しているものについて、あるいは文化財行政についてご意見を頂戴し、現状を把握するということは、従来からずっと継続して必要だったと反省はしております。

教育長

そういった意味で令和3年4月1日から変わっていきますよと。審議会はあったのが形骸化していたというところで、一定内容のリニューアルと考えております。

委員

今まで保護審議会についての条例はなかったのですか。

部長

旧町にそれぞれ条例があって、これは平成16年10月1日、湖南省が発足したときに湖南省として新しく条例を定めておりますので、条例上はずっとあり続けていたのですが。

委員

文面は今ここにある文面と同じものということですね。

部長

123ページをご覧ください。改正した部分がございますが、当初からこの条例はございました。

委員

第4条を見ると、2年任期、再任は再選妨げないということがあるということは、今までの方はずっと委員のままで今もおられるということになりますよね。

部長

任期が2年で、実態としては審議すべき案件が終わって2年たったところで切れてしまっていて、今現在は委員に人選している方はおられないという状態ですが、解囑の案内ができていなかったというところですよ。

委員

先ほど平成22年が最後の審議会とおっしゃいましたが、私もそこに参加していたのですが、では僕はもう辞めさせられていたということなの

ですね。全然何の案内もなかったの知りませんでした。

部長 自然と2年の任期切れで退任ということで、辞めさせたということではございません。

委員 そういう説明は一切なかったです。

部長 終わりのときにきちっと終わりますということは、どの協議会とかもご案内はできていないというところが実情です。

委員 分かりました。

部長 委任状のところに終期は書いておりますが、正式にはやっぱり任を解くということで、解嘱状というのを出すのが筋かなと思います。

教育長 委嘱のことも含めて、文化財保護審議会の活性化、復活をしていきたいということで、ご承認お願いいたします。

それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第12号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第12号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第15議案第13号、湖南省教育委員会評価委員会評価委員の委嘱について、教育総務課から説明をお願いします。

課長 資料は125ページから127ページでございます。

湖南省の教育委員会評価委員会ということで、事業評価といいまして、各教育事業につきまして5年の教育振興プランを立てているのですが、それに基づいての教育事業が効率的に、また効果的に行われているかということ委員会に諮らせていただき、ご意見などをいただきまして、よりよい事業にしていくというものでございます。その任期が2年任期でございます、この3月末日をもって現在の委員の任期が終わるということで、次期の委員、令和3年4月1日から5年3月31日までの委員につきましてご承認いただきたいということで提案をさせていただきました。

メンバーにつきましては5名ですが、一番下の方以外はそのまま継続で留任をいただくという形で、皆様には一定ご了承をいただいております。

す。新たに5人目の委員を迎えさせていただきまして、事業評価を進めていきたいと思っております。この方につきましては、元湖南省の幼稚園の園長をされておりましたので、幼稚園等に幼児教育に関してのご意見などをいただけるかと思ひまして選ばせていただきました。この5人のメンバーで新たに進めていきたいと思ひますので、ご承認をよろしくお願ひいたします。

教育長 審議結果につきましては異議なしと認め、議案第13号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第13号の審議結果を可決いたします。
続きまして、日程第9議案第14号、湖南省教育情報セキュリティポリシーの策定について、教育総務課、学校教育課の指導主事もおりますので、お願ひします。

課長 学校現場で必要とされるセキュリティポリシーです。学校及び教育委員会が取り扱う情報は児童生徒の個人情報だけでなく、学校運営上、大変濃い重要な情報などを扱っております。外部へ漏れるということが発生した場合には、極めて重大な結果を招く情報がかなり含まれているということが現状でございます。したがって、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することとは、児童生徒の財産、プライバシーを守るためにも、また行政内部事務の安定的な運営をするためにも不可欠でございます。このことが住民の信頼、また満足度を向上させるために寄与するものと考えております。

皆さんご承知のとおり、4月から1人1台パソコンということで児童生徒にタブレットが配布されまして、運用されます。これに対応するために全てのネットワーク及び情報システムは、高度な安全性を有することが不可欠な前提条件となっております。そのために教育委員会の情報資産の機密性、完全性、可用性を維持するための対策ということで、今回この教育情報セキュリティポリシーを定めることとさせていただきます。従前から丸っきりそういうものがなかったのかということではなく、平成23年4月1日策定の湖南省立学校におけるネットワーク及び情報システムの利用に関するガイドラインのというものがございまして、それにのっとり情報を守っていましたが、これだけでは追いつかないということで、刷新という形でつくらせていただいております。

資料ですが、131ページからあるのですが、今までのガイドラインと変わるところは、136ページ、中段に図表1というのがございます。情報のセキュリティポリシーとしましては同じ市役所ということで、基本方針は市長部局と同じ一本でつくらせていただいております。ただ、対策基準としましては学校特有のものもございまして、教育版の対策基準というのを設けさせていただいたという形でございます。

このセキュリティポリシーですが、たたき台というか、基になるものは文部科学省が平成29年10月につくりました教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというのがございます。それに基づいてつくらせていただいております。さらには、その文科省のガイドラインも改正がございまして、クラウドサービスというものに関しての内容も追加されておりますので、それに準じて湖南市のほうもそのクラウドサービスに関することについての追記をさせていただいております。

特徴的なところと申しますと、資料の145ページから147ページに表のようなものがついておりますが、ここで取り扱う情報資産についての分類の明確化、分類に応じた取扱い方法の明確化ということで詳しく書かせていただいております。

157ページ、こちらにつきまして、一番下⑪機微情報に対するインターネットリスク、児童生徒による機微情報へのアクセスリスクへの対応ということで、こちらのほうもネットワークの分離等について書かせていただいております。

最後に、クラウドサービスに関する規定を明記ということで、こちらの資料169ページの(4)約款による外部サービスの利用に係る規定の整備ということで、クラウドサービスということですので保管する機械、物があるということではなくて、仮想のところでの情報管理という形になりますので、その辺につきまして詳しくどういうふうに情報を守っていくかということも明記をさせていただきました。これにのっとりまして、また新しい時代がやって来るわけですが、大事な情報を守るためにということで、より詳しいものを作成させていただいたということでございます。

教育長

いよいよ1人1台パソコンが学校にも配置されましたので、そういった意味でもこのセキュリティポリシーを教職員にも周知するというのが大事になってくるかなと思っております。

ともあれ、これを全部理解しようと思うとかなり困難ですが、大事なことは、結構先生方のあれもしてほしい、これもしてほしいという要望があったときに、このポリシーがありますから、これに基づいて「こういうことはできますが、こういうことはできません」ということをはっ

きり申し上げることができるかなと考えております。

委員

今の先生以上に詳しい子どもたちというのも結構いると思うのですが、実際に使う子どもたちにはどのような形でこのことを周知していくのでしょうか。

教育長

今指導主事たちで手分けをしまして、マニュアルを小学校低学年、中学年、中学生ということで作ってしまして、それを各学校版で出したものと、教育長名で出したものがあります。

1人1台タブレットの導入について、議会でも保護者に広く周知する必要があるのではないかとということで、このように導入し、タブレットを家庭に持ち帰ることにつきましては現在検討中だと書かれています。これも議会のほうで、持ち帰りについても検討すべきであろうということも出ておりました。

1枚目のやくそくと書いてあるのは、1年生、2年生にたくさん字を書いても読まないの、大きなお約束を子どもに渡すということです。そして次、だんだんとより詳しくなりますが、一番後ろの紙を高学年と中学生に渡すことになっています。ただ、学校によって状況が変わりますので、マニュアルについては学校で少し手を加えてということになっています。

そして、今セキュリティーマニュアルのポリシーのことで気をつけていけないといけないなと思ったのは、この春にありました小学校のファイルの引継ぎがうまくできていなかった件です。個人情報の漏えいはありませんでしたが、担任から担任に引き継ぐときにそのファイルがなくなったというところで、保護者会で説明をしましたときに、「こういうICTのポリシーとかは今熱心につくってやっているが、紙の引継ぎが、おろそかになっているのではないか」というご指摘を受けました。ですので、この年度末についてはそのことを生かして、引継書というものを教育委員会でも定めましたが、適切に引継ぎができるように、また校長にも再度注意喚起をしたいと考えています。

主査

(教育総務課)

最高情報統括責任者、副市長は今不在ですので、142ページに市の最高責任者が、副市長不在のときは市長がというふうに明記させていただいておりますので、今は市長ということになっております。

委員

これは必要だと思うのですが、しかし、このセキュリティーは管理できる人がいないと、最後のところの173ページにシステムの責任者が書いてありますが、この方々ができるとは思えないですね、基本的には。

一番右の下のところに外部委託業者と書いてありますが、つまり根本的なセキュリティーのチェックとか、そういうことはこの外部委託のほうに任せてしてもらおうということですか。つまり、市の中にそういうことをできる人って、なかなか難しいのではないかと思います。

主査 ありがとうございます。おっしゃるとおり市の職員が全て管理というのはやはり難しいところもありますので、現状でも保守業者などを委託させていただいて管理いただいているというところはございます。また市長部局になるのですが、そちらのほうにはICT推進室というところがございまして、そちらにはICTに精通している職員もいますので、その意見なども聞きながらこちらのポリシーもつくりましたし、また運用についても適宜そちらにアドバイスを求めるなどとして、今運用している状況でございます。

委員 セキュリティーがもし漏れたときは、また別の規則みたいなものがあるのですか。

主査 こちらのほうのセキュリティーポリシーの何かが漏れいしたといったときは、情報セキュリティーインシデントの報告というものがございまして、154ページをご覧いただきたいのですが、こちらの(6)情報セキュリティーインシデントの報告ということで、情報漏えい等あった場合の対応についての流れや原因の追究、再発の防止策などをこの手順のとおり進めていくということで明記をさせていただいております。

教育長 それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第14号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第14号の審議結果を可決いたします。
そしたら、4月1日ですが新規採用教職員の辞令交付式、例年どおり行いますので、11時20分開催ということで、ご参加のほど、よろしくお願ひします。

事務局 その他でございます。2つございます。
まず1つ目は、レジュメに書いておりますとおり、令和3年5月の定例教育委員会と総合教育会議の日程についてお諮りしたいと思います。

— 協議の結果、5月31日月曜日 午後3時開会に決定 —

事務局

それでは、2つ目でございますが、4月12日月曜日の午後2時から午後4時半まで、例年年度当初に行われております滋賀県教育行政重点施策説明会が開かれます。事務局としましては県庁まで行くということはずらずに、オンライン、ZOOMでの参加をさせていただきたいと考えておりました、西庁舎にZOOMを設定させていただきまして、そちらに皆さんに来ていただくという方法を考えております。

2時から4時半までということで、ご都合はいかがでしょうか。場所は西庁舎で設定させていただきますのでご出席いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長

これで今年度最後の定例教育委員会を終わらせていただきます。今年度も大変お世話になりました。また来年度もどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

閉会 午後0時09分